

三島町人事行政の運営等の状況

平成 31 年 3 月

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数の状況と主な増減理由

区 分	職員数		対前年度増減数	主な増減理由	
	平成 29 年 4 月	平成 30 年 4 月			
一般行政	議会	1 人	1 人	0 人	
	総務	14 人	14 人	0 人	
	税務	2 人	2 人	0 人	
	民生	7 人	7 人	0 人	
	衛生	2 人	2 人	0 人	
	農林水産	4 人	4 人	0 人	
	商工	5 人	5 人	0 人	
	土木	3 人	2 人	-1 人	退職による減
	小計	38 人	37 人	-1 人	
特別行政	教育	4 人	4 人	0 人	
公営企業	水道	1 人	1 人	0 人	
	国保	1 人	1 人	0 人	
	その他	1 人	1 人	0 人	
	小計	3 人	3 人	0 人	
合 計		45 人	44 人	-1 人	

(2) 定員管理計画の数値目標及び推進状況

三島町では、平成 25 年 4 月に新たな定員管理計画を策定しました。※短時間勤務職員及び他団体からの派遣職員は含みません。

① 定員管理計画の目標

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成 30 年 4 月	平成 35 年 3 月	44 人程度

② 平成 30 年 4 月 1 日現在における定員の数値目標

45 人程度

(3) 採用試験の実施状況（平成 29 年度）

（単位：人）

職種	第 1 次試験		第 2 次試験	
	試験日	受験者数	試験日	受験者数
一般行政職	平成 29 年 7 月 23 日	5 人	平成 29 年 9 月 3 日	3 人
保育士	第 1 次試験と第 2 次試験は同日実施		平成 29 年 10 月 29 日	2 人
合 計	—	7 人	—	5 人

※任期付職員、短時間勤務職員及び他団体からの派遣職員は含みません。

(4) 職員の採用及び退職の状況

(単位：人)

職種	平成28年度		平成29年度	
	採用	退職	採用	退職
一般行政職	3	1	2	2
保育士	0	0	1	1
合計	3	1	3	3

※短時間勤務職員及び他団体からの派遣職員は含みません。

2 職員の人事評価の状況

職員の人事評価については、能力と実績に基づく人事評価制度の導入を義務付ける内容の地方公務員法の改正を踏まえ、三島町職員人事評価の実施に関する規程に基づき平成28年4月1日から実施しています。

(1) 人事評価制度の目的

人事評価制度は、評価を行う課程の中で、職員一人ひとりが自らの強み・弱みを把握し、自発的な能力向上を図るための「きっかけ」づくりとする人材育成を第一の目的とする制度であり、町職員の意欲を向上させ、町民サービスの向上を図ることを目的とするものです。

(2) 人事評価制度の概要

① 対象者

一般職員を対象とします。

② 評価の期間

評価期間は4月1日から翌年3月31日まで毎年1回実施します。

③ 評価結果の活用

人事評価の結果は、職員の人材育成に積極的に活用するとともに、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力（能力評価）及び挙げた業績（業績評価）を把握した上で、その評価結果を任用、給与及び分限その他の人事管理の基礎として活用します。

3 職員の給与の状況

(1) 総括

① 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	28年度人件費率
29年度	1,678人	27億480万円	2億8,938万円	3億6,159円	13.4%	14.3%

※住民基本台帳人口は、平成30年1月1日現在の人数です。

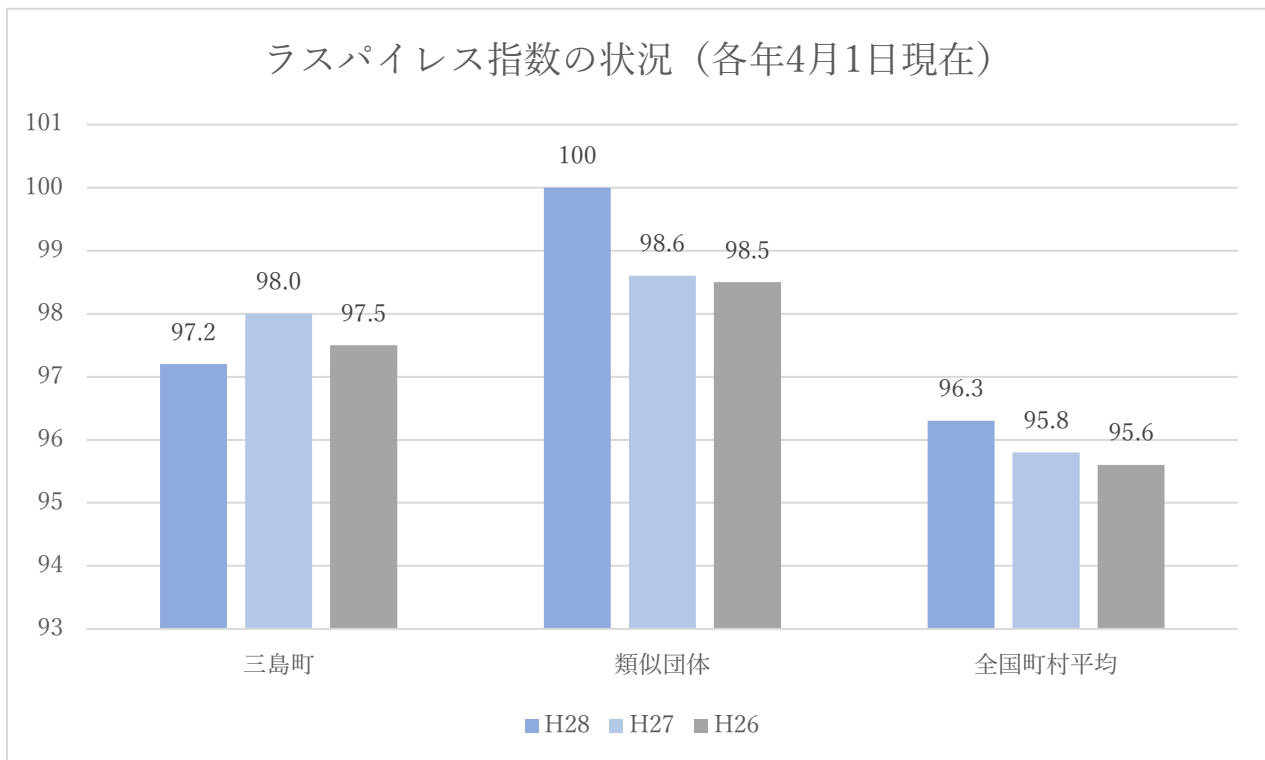
② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				1人あたりの 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
29年度	42人	1億3,961万円	2,473万円	5,695万円	2億2,129万円	527万円

※1 職員手当には退職手当を含みません。

※2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

※2 類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を比較しています。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

【一般行政職】

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三島町	39.3歳	30万138円	35万1,369円
国	43.5歳	32万9,845円	41万940円

※1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における職員の基本給の平均です。

※2 「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれないことから、比較のため国家公務員と同じベースで計算したものです。

② 職員の初任給の状況（平成30年4月1日現在）

		三島町	福島県	国
一般行政職	大学卒	18万3,400円	19万100円	17万9,200円
	高校卒	15万400円	15万4,900円	14万7,100円

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成30年4月1日現在）

		経験年数10年	経験年数20年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	※円	※円	※円
	高校卒	※円	26万6,500円	37万1,600円

※該当者なし

(3) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

三島町	(参考) 福島県	(参考) 国
(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.80 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.80 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 10~20%

② 退職手当の状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

三島町	(参考) 三島町	国
1人当たり平均支給額 (29年度) 自己都合 224 千円 勸奨・定年 0 千円		— —
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.5868 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.2707 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~25%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続 20 年 19.6695 月分 24.5868 月分 勤続 25 年 28.0395 月分 33.2707 月分 勤続 35 年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3% (※)~45%加算)	※局長クラス：1%、審議官クラス：2%

※退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績 (29年度普通会計決算)	8,416 千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	216 千円

④ その他の手当 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

手当名	支給要件	支給単価	
		支給実績 (29年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○配偶者 10,000円 ○子一人につき10,000円 (配偶者がいない場合の一人目については、10,000円) ・ 特定期間加算 5,000円 ○配偶者・子以外 6,500円 (配偶者がいない場合の一人目については9,000円)	
		5,725 千円	220,211 円

手当名	支給要件	支給単価	
		支給実績（28年度普通会計決算）	支給職員1人当り 平均支給年額
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	【借家】	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 月額20,500円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500円 ・ 月額20,500円を超える家賃（支給限度額27,000円）・・・ 11,000円＋（家賃月額－20,500円）×1/2 	
		3,164千円	197,750円
通勤手当	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2 km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、	① 運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ② 自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
		2,242千円	80,078円
寒冷地手当	基準日（毎年11月から翌年3月までの各月の初日）において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
		2,571千円	62,725円

(4) 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等
給料	町長	694,000円
	副町長	559,000円
報酬	議長	225,000円
	副議長	184,000円
	議員	166,000円
期末手当	町長	(29年度支給割合)
	副町長	2.9月分
	議長	(29年度支給割合)
	副議長 議員	2.9月分

4 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況（平成30年4月1日現在）

1日 7時間 45分	1週間 38時間 45分
------------	--------------

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況

1年度ごとに20日付与。20日を超えない範囲内の残日数は翌年度に繰り越すことができる。
平成29年度の1人当たりの平均使用日数は、次のとおりです。

1人当たりの平均使用日数	7.7日（消化率19.4%）
--------------	----------------

(3) 病気休暇及び特別休暇の状況

病気休暇は、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ない場合に認められる有給休暇です。

特別休暇は、選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合として規則で定められている有給休暇です。

平成 30 年 4 月 1 日現在、規則で定められている特別休暇は、次のとおりです。

種 類	付与日数
1 産前産後休暇	産前8週間以内、産後8週間以内
2 配偶者の出産休暇	2日以内
3 生理休暇	その都度2日以内
4 忌引休暇	配偶者の場合10日以内 ほか
5 夏季休暇	3日以内
6 ボランティア休暇	5日以内
7 結婚休暇	連続する7日以内
8 父母の祭日のための休暇	その都度1日以内
9 骨髄移植に係る登録又は骨髄液の提供のための休暇	必要と認められる期間
10 選挙権その他公民としての権利行使のための休暇	必要と認められる期間
11 証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
12 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
13 風水震災その他非常災害による交通遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
14 風水震災その他天災地変等による職員の住居滅失又は破壊を事由とする休暇	一週間以内で必要と認められる期間
15 交通機関の事故等不可抗力の原因を事由とする休暇	必要と認められる期間
16 風水震災その他の災害による職員の退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められることを事由とする休暇	必要と認められる期間
17 育児時間	1日2回各30分以内
18 つわり休暇	1妊娠につき10日以内
19 看護休暇	1年に5日以内（小学校就学前まで）

(4) 育児休業等の利用状況

育児休業は、職員が3歳に満たない子を療育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができ、部分休業は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲で取得することができることとしています。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となっています。平成 28 年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	育児休業取得者	平成29年度中に新たに 育児休業が取得可能となった職員 (育児休業対象者数)	うち育児休業 取得者数
男性職員	0	2	0
女性職員	0	0	0
計	0	2	0

(5) 介護休暇の取得状況

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢のため、当該配偶者等を介護することが相当である場合に6月の期間内で認められる休暇で、勤務しない時間は無給となります。

平成28年度の取得状況は、次のとおりです。

(単位：人)

	介護休暇所得者数
男性職員	0
女性職員	0
計	0

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限制度は、職員が恣意的にその職を奪われることのないよう身分を保障することにより、公務の中立性、安定性を確保し、公務能率の維持及びその適正な運営を図る趣旨から整備されています。

分限処分は、法又は条例に定める事由に該当する場合に限り、任命権者が職員の意に反して、その身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成28年度に分限処分の状況は、次のとおりです。

(単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況

懲戒制度は、職員の一定の義務違反に対して、道義的責任を追及することにより、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序の維持を図る趣旨から整備されています。

懲戒処分は、法に定める事由に該当する場合に、職員の非違の責任を明らかにして科される制裁として、任命権者が職員の身分に不利益な変動をもたらす免職等の処分のことをいいます。

平成 29 年度の懲戒処分の状況は、次のとおりです。

① 懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第 29 条第 1 項第 1 号)	0	0	0	0	0
職務上の義務違反又は怠慢 (法第 29 条第 1 項第 2 号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行 (法第 29 条第 1 項第 3 号)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

② 行為別懲戒処分者数内訳

(単位：人)

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
給与・任用に関する不正 (諸給与の不正領得等)	0	0	0	0	0
一般服務違反関係 (職務命令違反、信用失墜行為等)	0	0	0	0	0
一般非行関係 (傷害・暴行の刑法違反等)	0	0	0	0	0
収賄等関係	0	0	0	0	0
道路交通法違反	0	0	0	0	0
管理監督責任	0	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0	0

6 職員のサービスの状況

職員のサービスについては、法第 30 条にサービスの根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらのサービス規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。平成 29 年度のサービス規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取組内容	周知方法等
各任命権者	職員のサービス規律の厳正な保持について、6月下旬、12月下旬に周知を図りました。	文書により職員への周知を図ったほか、各所属における会議、打合せ等の場で所属職員への周知徹底に努めた。

7 職員の退職管理の状況

職員の退職管理については、平成 28 年 4 月からの地方公務員法の改正を踏まえ、職員の退職管理に関する条例を制定し、適正の確保に努めています。

町を退職した職員の再就職の状況を公表することにより、その公正性及び透明性を確保します。

なお、平成 28 年度及び 29 年度に退職した課長相当職以上の職員の再就職はありません。

8 職員の研修の状況

職員の勤務能率の発揮及び増進のため、職務の階層に応じて行う階層別の研修や、専門研修、派遣研修等の各種研修を実施しています。平成 29 年度の主な研修の実施状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分	研修名	対象者	主催	受講者数
研修所研修	階層別研修			
	新任係長研修	新任係長	自治研修センター	1
	応用力アップ研修	採用後 8 年目	自治研修センター	4
	基礎力アップ研修	採用後 4 年目	自治研修センター	3
	新規採用職員（前期）研修	新規採用職員	自治研修センター	3
新規採用職員（後期）研修	新規採用職員	自治研修センター	1	